

## 小規模多機能型居宅介護事業・看護小規模多機能型居宅介護事業事前申出

### 受付要項（建設費補助あり）（平成 29 年 4 月募集）質問回答等について

平成 29 年 5 月 19 日

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

#### 質問 1

現状の計画では、2 階建ての建物を新設し、1 階で（看護）小規模多機能型居宅介護、2 階で別の福祉事業（高齢者施設以外）を運営予定で、それぞれ別個に融資を受ける予定です。

この場合、「地域密着型サービス事業所開設に係る資金計画書（参考様式第 2 号）」及び「地域密着型サービス事業所に係る収支予算書（参考様式第 4 号）」については、（看護）小規模多機能型居宅介護事業及び別の福祉事業を合算した合計について記載すればよろしいでしょうか。また、融資見込証明書の提出については、2 事業を合算した額の証明書が必要でしょうか。

#### 回答 1

「地域密着型サービス事業所開設に係る資金計画書（参考様式第 2 号）」は、建物全体の施設整備に係る計画を記載していただく必要があるため、以下の 3 項目に分けて書類のご提出いただけますようお願い致します。

- ① （看護）小規模多機能型居宅介護事業のみ
- ② 別の福祉事業のみ
- ③ ①と②の合算

「地域密着型サービス事業所に係る収支予算書（参考様式第 4 号）」は、開所後の収支予算に係る計画を記載していただく必要があるため、（看護）小規模多機能型居宅介護事業についてのみの記載で結構です。その際の借入金返済（元金、利子）は、（看護）小規模多機能型居宅介護事業に係る金額のみ記載ください。

融資見込証明書は、建物の建設費の一部を別の福祉事業の融資で賄う場合、別の福祉事業の融資見込証明書も併せてご提出ください。融資見込証明書は合算でも別箇に提出いただいても構いませんが、合算の場合、各々の事業の内訳を合わせてご提出ください。

なお、選定を進めるにあたり、本市が必要と判断した場合は、書類を追加や補正等を求めることがありますので、ご承知おきください。